

(仮)古賀市生涯学習センター使用料減免団体登録について

本市の施設使用料の減免制度について、「受益と負担の公平性の確保」のため基準の見直しを行いました。

古賀市では、(仮)古賀市生涯学習センター使用料減免団体登録要綱に基づき、教育委員会が公益上必要と認める活動を行う団体を支援するために、センター施設の使用料を減免する団体の登録を行います。

減免団体の登録申請にあたっては、書類の提出が必要となります。

◇審査条件◇

対象団体として登録できるものは、団体の活動目的を達成するための活動内容が継続的かつ計画的に実施でき、その成果が団体構成員のみではなく、多くの市民に還元されるものであるかを審査します。

団体活動による便益の範囲が個人やその団体のみ限定され、公共性、公益性の観点から妥当でないと判断された場合は該当しません。

＜団体の登録基準＞ (※現在の「社会教育関係団体登録要綱」の基準を準用)

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体
- (2) 継続的かつ計画的に事業活動を行い、社会教育に関する事業の成果が期待できる団体
- (3) 活動を始めて、概ね1年以上の実績がある
- (4) 他団体と積極的に連携、交流及び協力し、並びに青少年育成又は社会貢献を行う団体
- (5) 構成員が5人以上で、その7割以上が市内に在住、勤務、在学している
- (6) 誰もが時期を問わず、入退会が可能な団体
- (7) 団体の主たる活動場所及び活動拠点が市内
- (8) 団体が独立した経理を行っている
- (9) 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいる
- (10) 次の活動を行わない団体（営利目的活動、政治活動、宗教活動）

◆登録申請に必要な書類

- * 古賀市生涯学習センター使用料減免団体登録申請書（別紙）
- * 団体規約又は会則等（団体の活動目的がわかる内容）
- * 役員・会員等名簿（氏名、住所、連絡先の記載があるもの）
- * 予算書及び決算書（団体の収入や支出がわかるもの）
- * 計画書及び報告書（団体の活動状況がわかるもの）

<申請受付>

随時受付を行います。関係書類一式を市担当課へ提出してください。

減免適用の開始時期は、受付月により異なります。

【審査結果について】

審査の結果、登録要件を満たすと認められた場合、「（仮）古賀市生涯学習センター使用料減免団体登録証」を交付します。

登録の有効期限は、登録を受けた日から3年以内です。

※登録団体が、規約又は事業等の変更により、登録基準に適合しなくなったときや、登録団体としてふさわしくない行為をしたときは、登録を取り消すことがあります。